

有添付物

本件ニ関スルニハ必ず本書記番號及年月日ヲ附記セラレタシ

貯 彙 第一八三號の四 回 答 昭和廿一年十月廿三日

大 阪 逓 信 局 長

大阪逓信局

逓信省貯金保険局 殿

尼崎手形交換所に於ける交換計算開始について  
對貯第六六三號九月九日

尼崎銀行協會の申請に依り尼崎手形交換所に尼崎郵便局が参加すること  
を認可し右交換開始期日を左記の通決定したから了知の上尼崎  
郵便局事務開始告知及尼崎市内各局をして全市を支拂地とする小  
切手に對する郵便振替貯金小切手拂込規則に依る受取扱告示方配  
別冊尼崎銀行協會規約及尼崎手形交換所規約送付する

昭和廿一年十一月一日

記

仁 復



裏面白紙